

平成25年1月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成24年(ハ)第834号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年12月19日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 由 良 登 信

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 福 田 吉 孝

同 訴 訟 代 理 人 丸 本 幹 人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、58万4968円及びうち50万5925円に対する平成24年6月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

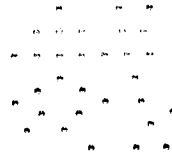
事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、貸金業登録業者である被告との間で、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返し、その弁済につき、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限額を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると別紙計算書記載のとおり過払金が生じているとしてその返還を請求し、また、被告は、原告から利息制限法所定の制限額を超える利息の支払を受けるにつき悪



意であったとして、上記過払金に対する民法704条前段所定年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

## 2 前提事実（争いのない事実）

(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律、以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業を営む株式会社である。

(2) 原告は、被告との間で、平成14年6月17日から同22年12月13日までの間、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返し、別紙計算書記載の「年月日」欄記載の日に「借入額」欄記載の金額を借り入れ、「返済額」欄記載の金額を弁済した（以下「本件取引」という。）。

本件取引に係る金銭消費貸借取引には、原告が被告に弁済した結果、過払金が生じた場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでも、その後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意がある。

(3) 原告は、平成22年11月24日付け和解書（写し。乙1。以下「本件和解書」という。）の原本に署名押印し、同月17日、原告と被告との間に和解契約が成立した（以下「本件和解契約」という。）。

## 3 争点及び当事者の主張

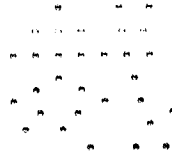
(1) 被告は悪意の受益者か。

（原告の主張）

被告は、貸金業者であり、本件取引において制限超過部分を受領しながら、みなし弁済の成立について主張立証せず、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情の存在も具体的に立証しないから、悪意の受益者である。

（被告の主張）

被告は、貸金業法17条及び18条に規定する各書面（以下「交付書面」



という。)を交付する十分な態勢を常に整備し、同法の施行から現在に至るまで、原告を含む消費者に対して取引ごとに交付書面を交付してきた。また、従前から被告は顧客に制限超過部分の支払を事実上強制するようなことはしていない。したがって、被告は、制限超過部分を受領するについて、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるから、悪意の受益者とはいえない。

(2) 過払金の現存利益

(被告の主張)

被告は悪意の受益者に当たらない。被告に現存する利得は法人税の納付部分を控除した過払金元金の55パーセントに相当する金額であるから、被告はその限度で返還すれば足りる。

(原告の主張)

被告は悪意の受益者に当たるから、被告の上記主張は前提を欠いている。

(3) 過払金の利息の起算日

(原告の主張)

過払金の利息は、過払金の発生時から発生する。

(被告の主張)

仮に、被告が悪意の受益者に当たる場合でも、過払金の利息の始期は、本件訴状送達日の翌日である。

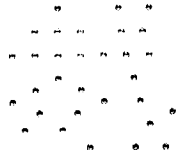
(4) 過払金の利息の充当

(原告の主張)

別紙計算書記載のとおり、過払金の利息は新たな借入金債務に充当される。

(被告の主張)

いわゆる「過払金充当合意」について判示した一連の最高裁判所判決は、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引中に発生



した過払金に対して発生する利息については何ら明言しておらず、むしろ、利息は新たな借入金債務に充当されないことを前提としているものであると考えられる。

(5) 和解契約の効力

(原告の主張)

ア 錯誤による無効

原告は、被告から本件取引の取引履歴を開示されなかったため、過払金の発生の有無等を検討できないまま本件和解契約を締結したもので、本件和解契約の前提となる過払金の存否等に関して動機の錯誤があり、そのことは表示されているから、本件和解契約は要素の錯誤により無効である。

イ 公序良俗違反による無効

被告は、利息制限法1条1項所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）により計算した過払金額を原告に秘し、法律上請求が可能な10分の1以下の金額で合意に導いたものであり、同合意は、民法90条に定める公序良俗に反して無効である。

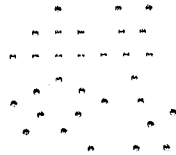
ウ 詐欺による取消し

(ア) 被告は、原告から、本件取引について、過払金の清算を求められたのであるから、制限利率に基づく計算結果を原告に開示すべきであるにもかかわらず、その計算結果を秘し、その計算結果の10分の1以下の金額を原告に示し、その金額が法律上適正に計算されたものと信じている原告の錯誤に乗じて本件和解契約を締結させた。

(イ) 原告は、被告に対し、平成24年11月12日の本件口頭弁論期日において、本件和解契約を取り消すとの意思表示をした。

エ 消費者契約法4条1項1号による取消し

(ア) 本件和解契約は、消費者である原告と事業者である被告との間において締結された契約であり、消費者契約法が対象とする消費者契約に該当



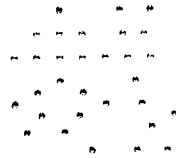
する。

- (イ) 被告は、原告に対し、本件和解書を郵送し、そのお客様の住所欄及び氏名欄に住所及び氏名を記載した上押印して返送するように求め、本件和解契約の締結を勧誘した。その際、被告は、原告に対し、過払金が50万5925円であるにもかかわらず、4万9000円である旨示し、もって、重要事項について事実と異なることを告げた。
- (ウ) その結果、原告は、被告が示した4万9000円が制限利率に基づき計算された金額であると誤認し、本件和解契約を承諾する意思表示をした。
- (エ) 原告は、被告に対し、平成24年11月12日の本件口頭弁論期日において、本件和解契約を取り消すとの意思表示をした。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1)について（被告は悪意の受益者か。）

- (1) 金銭を目的とする消費貸借において制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効であり、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができることとされている。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、貸金業法43条1項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される



ものというべきである。

- (2) 本件取引においては、貸金業者である被告は、制限利率を超過する約定利率で原告に対して本件各貸付けを行い、制限超過部分を含む本件各弁済の弁済金を受領したが、被告は貸金業法43条1項の適用が認められる事実の主張立証をせず、過去に交付書面を借主に交付する態勢を有しており、一般的に交付していたこと、原告に実際に交付書面を交付したことを立証することは不要であることなどを主張するが、前記被告の主張する事情だけでは同項の適用は認められないし、上記特段の事情の存在も認められないから、被告は過払金の取得について悪意の受益者である。

2 争点(2)について（過払金の現存利益）

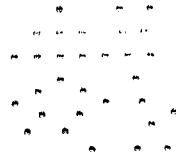
上記1記載のとおり、被告は悪意の受益者であるから、被告が善意であることを前提とする過払金の現存利益についての被告の主張は理由がなく、採用できない。

3 争点(3)について（過払金の利息の起算日）

金銭消費貸借の借主が制限利率を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生の中から同条前段所定の利息を支払わなければならない。したがって、被告は、原告に対し、本件取引において過払金が発生した時から上記利息を支払うべきであるから、これに反する被告の主張は理由がなく、採用できない。

4 争点(4)について（過払金の利息の充当）

前記第2の2(2)記載のとおり、本件取引においては、当該取引によって過払金が発生した場合、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意がある。そして、過払金については、民法704条前段の規定により、貸主が悪意の受益者であるときは同条前段所定の利息が付帯して発生するから、上記の充当合意をした当事者双方が、



新たな借入金債務が発生した場合に、過払金だけを当該借入金債務に充当してそのときまでに生じた上記利息は別途返還するとの複雑な処理をする意思を有していたとは考えがたく、上記の充当合意は、上記利息も当該借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

5 争点(5)について（本件和解契約の効力）

(1) 前提事実、証拠（甲2，乙1，乙2）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

ア(ア) 原告は、被告の担当者に対し、電話で「過払いの精算をしたい。」と告げた。これに対し、上記担当者は「調べてみます。」と答えた。（甲2）

(イ) その後、被告の担当者から、原告に対し、電話で「書類を送るので、そこに署名して送り返してくれたら、銀行口座に振り込みます。」との連絡があった。（甲2）

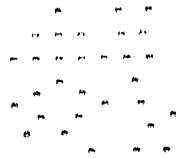
イ 原告及び被告は、平成22年11月17日、次の内容の本件和解契約を締結した（乙1）。

(ア) 原告と被告は、被告が、原告に対し、本件取引（ただし、別紙計算書記載の平成19年5月17日までの取引に限る。）について、和解金として4万9000円を支払うことに合意した。

(イ) 被告は、原告に対し、和解金4万9000円を、平成22年12月20日限り、株式会社池田泉州銀行初芝支店の原告名義の普通預金口座（口座番号0434259）に振り込む方法により支払う。

(ウ) 原告と被告は、上記(ア)の本件取引に関し、原告と被告との間には本条項以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ウ 本件和解契約の締結に際して、被告は、原告に対し、上記(ア)の本件取引に関する取引履歴を開示しなかったし、制限利率により引き直し計算した結果、具体的にいくらの過払金が発生したかの説明もしなかった（甲2，



弁論の全趣旨)。

エ 平成22年12月13日、被告は、原告の上記銀行口座に4万9000円を振り込み入金した(乙2)。

(2) 上記認定事実によれば、被告は、原告に対し、本件契約の締結に際し、原告が利息制限法などの法律知識に乏しいことに乗じて、実際には50万5925円の過払金が発生しているにもかかわらず、その約10分の1以下の4万9000円が過払金であるかのように告げて原告を欺き、そのように信じさせた上、本件和解契約を成立させたといえることができる。そして、原告は、被告に対し、平成24年11月12日の本件口頭弁論期日において、本件和解契約を取り消すとの意思表示をしたことは、当裁判所に顕著な事実である。したがって、本件和解契約は、詐欺により取り消されたものである(民法96条1項)。

(3) 以上によれば、その余の原告の主張を検討するまでもなく、本件和解契約は、詐欺により取り消されたため、初めから無効であったものとみなされる(民法121条)。

6 以上の認定に従い本件取引を制限利率で引き直し計算すると、別紙計算書記載のとおり、平成24年6月8日の時点において、過払金50万5925円及び利息7万9043円が発生していることが認められる。

7 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、仮執行免脱宣言申立は相当でないので却下し、主文のとおり判決する。

堺簡易裁判所

裁判官 大 迫 隆 二

これは正本である。

平成25年1月23日

堺簡易裁判所

裁判所書記官 宇治野 廣 男





(別紙)

年	月	日	借入額	返済額	期間	利率	新規利息	利息充当	利息残高	元本充当	元本残高	債務残高
14	6	17	500,000		-	18%	-	-	-	-	500,000	500,000
14	6	24		2,765	8	18%	1,972	1,972	-	793	499,207	499,207
14	6	28	500,000		4	18%	984	-	984	-	999,207	1,000,191
14	7	25		36,451	27	18%	13,304	14,288	-	22,163	977,044	977,044
14	8	26		38,316	32	18%	15,418	15,418	-	22,898	954,146	954,146
14	9	26		37,243	31	18%	14,586	14,586	-	22,657	931,489	931,489
14	10	28		40,000	32	18%	14,699	14,699	-	25,301	906,188	906,188
14	11	17	50,000		20	18%	8,937	-	8,937	-	956,188	965,125
14	11	28		90,000	11	18%	5,186	14,123	-	75,877	880,311	880,311
14	12	30		36,566	32	18%	13,892	13,892	-	22,674	857,637	857,637
15	1	30		35,546	31	18%	13,111	13,111	-	22,435	835,202	835,202
15	2	9	70,000		10	18%	4,118	-	4,118	-	905,202	909,320
15	3	3		36,503	22	18%	9,820	13,938	-	22,565	882,637	882,637
15	3	11	50,000		8	18%	3,482	-	3,482	-	932,637	936,119
15	4	3		40,000	23	18%	10,578	14,060	-	25,940	906,697	906,697
15	5	6		40,000	33	18%	14,755	14,755	-	25,245	881,452	881,452
15	6	2		40,000	27	18%	11,736	11,736	-	28,264	853,188	853,188
15	7	2		40,000	30	18%	12,622	12,622	-	27,378	825,810	825,810
15	8	4		40,000	33	18%	13,439	13,439	-	26,561	799,249	799,249
15	9	4		40,000	31	18%	12,218	12,218	-	27,782	771,467	771,467
15	9	15	70,000		11	18%	4,184	-	4,184	-	841,467	845,651
15	9	15		80,000	-	18%	-	4,184	-	75,816	765,651	765,651
15	10	1		40,000	16	18%	6,041	6,041	-	33,959	731,692	731,692
15	11	2		40,000	32	18%	11,546	11,546	-	28,454	703,238	703,238
15	11	10	100,000		8	18%	2,774	-	2,774	-	803,238	806,012
15	12	3		50,000	23	18%	9,110	11,884	-	38,116	765,122	765,122
15	12	28		50,000	25	18%	9,433	9,433	-	40,567	724,555	724,555
16	1	28		35,000	31	18%	11,049	11,049	-	23,951	700,604	700,604
16	2	25		35,000	28	18%	9,647	9,647	-	25,353	675,251	675,251
16	3	7	100,000		11	18%	3,652	-	3,652	-	775,251	778,903
16	3	21	30,000		14	18%	5,337	-	8,989	-	805,251	814,240
16	3	25		90,000	4	18%	1,584	10,573	-	79,427	725,824	725,824
16	4	17	60,000		23	18%	8,210	-	8,210	-	785,824	794,034
16	4	26		35,951	9	18%	3,478	11,688	-	24,263	761,561	761,561
16	5	26		36,000	30	18%	11,236	11,236	-	24,764	736,797	736,797
16	6	25		40,000	30	18%	10,870	10,870	-	29,130	707,667	707,667
16	7	26		40,000	31	18%	10,789	10,789	-	29,211	678,456	678,456
16	8	1	100,000		6	18%	2,002	-	2,002	-	778,456	780,458
16	8	26		40,000	25	18%	9,571	11,573	-	28,427	750,029	750,029
16	8	30		60,000	4	18%	1,475	1,475	-	58,525	691,504	691,504
16	9	4	80,000		5	18%	1,700	-	1,700	-	771,504	773,204
16	9	28		60,000	24	18%	9,106	10,806	-	49,194	722,310	722,310

年	月	日	借入額	返済額	期間	利率	新規利息	利息充当	利息残高	元本充当	元本残高	債務残高
16	10	27		50,000	29	18%	10,301	10,301	-	39,699	682,611	682,611
16	11	29		56,000	33	18%	11,078	11,078	-	44,922	637,689	637,689
16	12	28		60,000	29	18%	9,094	9,094	-	50,906	586,783	586,783
17	1	28		50,000	31	18%	8,968	8,968	-	41,032	545,751	545,751
17	2	6	140,000		9	18%	2,422	-	2,422	-	685,751	688,173
17	2	14	30,000		8	18%	2,705	-	5,127	-	715,751	720,878
17	2	28		75,000	14	18%	4,941	10,068	-	64,932	650,819	650,819
17	3	14	30,000		14	18%	4,493	-	4,493	-	680,819	685,312
17	3	27		130,000	13	18%	4,364	8,857	-	121,143	559,676	559,676
17	4	4		90,000	8	18%	2,208	2,208	-	87,792	471,884	471,884
17	4	28		70,000	24	18%	5,585	5,585	-	64,415	407,469	407,469
17	5	29		76,000	31	18%	6,229	6,229	-	69,771	337,698	337,698
17	6	28		76,000	30	18%	4,996	4,996	-	71,004	266,694	266,694
17	7	28		80,000	30	18%	3,945	3,945	-	76,055	190,639	190,639
17	8	28		72,000	31	18%	2,914	2,914	-	69,086	121,553	121,553
17	9	28		30,000	31	18%	1,858	1,858	-	28,142	93,411	93,411
17	10	28		30,000	30	18%	1,381	1,381	-	28,619	64,792	64,792
17	11	28		30,000	31	18%	990	990	-	29,010	35,782	35,782
17	12	28		24,000	30	18%	529	529	-	23,471	12,311	12,311
18	1	26		356,000	29	18%	176	176	-	355,824	-343,513	-343,513
18	1	28		46,668	2	5%	-94	-	-94	-	-390,181	-390,275
18	9	14	200,000		229	5%	-12,239	-12,333	-	-187,667	-202,514	-202,514
18	9	28		10,000	14	5%	-388	-	-388	-	-212,514	-212,902
18	10	5	500,000		7	5%	-203	-591	-	-499,409	286,895	286,895
18	10	5	280,000		-	18%	-	-	-	-	566,895	566,895
18	10	28		40,000	23	18%	6,429	6,429	-	33,571	533,324	533,324
18	11	27		40,000	30	18%	7,890	7,890	-	32,110	501,214	501,214
18	12	27		40,000	30	18%	7,415	7,415	-	32,585	468,629	468,629
19	1	28		37,000	32	18%	7,395	7,395	-	29,605	439,024	439,024
19	2	28		36,000	31	18%	6,711	6,711	-	29,289	409,735	409,735
19	3	27		33,000	27	18%	5,455	5,455	-	27,545	382,190	382,190
19	4	27		35,000	31	18%	5,842	5,842	-	29,158	353,032	353,032
19	5	17		862,438	20	18%	3,481	3,481	-	858,957	-505,925	-505,925
22	11	24	0		1,287	5%	-89,125	-	-89,125	-	-505,925	-595,050
22	12	13	49,000		19	5%	-1,316	-49,000	-41,441	-	-505,925	-547,366
24	6	8	0		543	5%	-37,602	-	-79,043	-	-505,925	-584,968